

就労支援のあり方を考える有識者会議資料 (第4回)

令和元年5月30日
産 業 労 働 局

第3回会議(平成31年4月16日)での主な意見(1/3)

- ① 条例制定のポイントは、グランドデザインと具体的な支援をどのようなバランスで条例に盛り込んでいくかということである。まずはこの会議で様々な知恵を集めて、グランドデザイン、基本理念を固める作業が重要である。
- ② 条例において、「就労困難者」を定義する場合には、限定列举、例示列举、列举なしの3通りが考えられる。それぞれ善し悪しがあるが、分かりやすさや、列举もれの回避からは例示列举が適切ではないか。
- ③ 一時的な就労困難者とも言える育児中、介護中の方々、あるいは高齢者の方をどう位置づけるか、議論を深めておく必要がある。
- ④ 障害者、生活困窮者、ひとり親など、ターゲットに応じた支援がそれぞれ行われているが、そうした枠組みを超えるような形でワンストップで利用できるサポートの仕組みを作っていくことが有効ではないか。
- ⑤ 昨今の働き方改革の流れの中で、大手企業を中心に、場所や時間の制約を取り払い、多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組を加速している。一方でこうした取組を中小企業にも浸透させていくには、コストと時間の問題もあり、企業だけの努力では限界がある。
- ⑥ 働き方改革と合わせて生産性の向上を図ることが重要。しかし、その方策は、企業の事業、業務の特性や人員規模によって様々であり、一つの方法で生産性が向上するわけではない。

第3回会議(平成31年4月16日)での主な意見(2/3)

- ⑦ 自営型テレワーカーやクラウドワーカーといった労働形態は、自分に合った働き方という点で、より多様で柔軟な働き方を実現する有力な方策の一つである。
- ⑧ 中小企業では深刻な人手不足であり、その対応に苦慮する企業が年々増えている。この点からも、中小企業では、多様な方々の就労参画を進めるべきであり、このためには、企業のインセンティブともなる行政の支援が大切である。
- ⑨ 労働力不足の一方で労働者に求められる能力は変化し、その質の向上も求められている。労働市場の状況に合った職業訓練制度が必要である。
- ⑩ ソーシャルファームの認知度はまだまだ低い。東京都でソーシャルファームの認知度を広めるような取組も重要である。
- ⑪ 大阪府は、この4月に「障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例」の改正を行った。改正のポイントは2点あり、対象を拡大して障害者だけでなく就労困難者を含めたということと、就労困難者と事業主双方を支援する組織である「障害者等の職場環境整備等支援組織」を府が認定する仕組みを作ったことである。事務局で調査してみてもどうか。
- ⑫ 日本財団では、「ダイバーシティ」への取組の一環として、働きづらさを抱える人たちの支援計画を立てている。この取組は、労働力不足、人口減少、社会保障費増の解決を目的としている。事務局で調査してみてもどうか。

第3回会議(平成31年4月16日)での主な意見(3/3)

- ⑬障害者に対する仕事の「切り出し・明確化」に当たっては、まずは、その企業にとって必要な仕事、価値のある仕事を明確にすることが重要である。例えば、就労移行支援事業者等の支援を受けて、仕事の「切り出し・明確化」を行おうとする企業の取組を促進していくことも有効と考えられる。
- ⑭週20時間に満たない雇用を法定雇用率に算入できるようになると良い。障害者団体へのヒアリングの中でも、現場の声として上がっている。
- ⑮就労困難者は、様々な事情から能力開発・スキルアップの機会に恵まれず、結果として就労に困難を生じているケースが少なくない。職業能力開発と受講ができる環境整備の両面からの支援が必要である。
- ⑯東京都の支援策を、中小企業に広く知っていただくことが大切。各種支援策の周知・活用促進に更に力をいれるべきである。
- ⑰障害者雇用では、これまで多くの企業が様々な検討を行い、いろいろな方法で進めてきた。今後、就労に困難を抱える方々を雇用していく上でも、どういった方法が考えられるのかというアイデアや成功事例を企業が広く共有していくことが重要。企業に対して何かを強いるのではなく、後押しすることが求められる。
- ⑱求職者の総数が減ってきている一方で、複数の課題を抱える求職者の方は増えている。様々な課題をどこにつないでいけば良いのか、どこが担当すれば良いのかなど、関係機関が連携・協働して支援していく体制・仕組みが必要である。
- ⑲働きがいを感じながら、就労し、自立する。この視点は、就労支援のあり方を考える上で大切である。

東京都における児童養護施設及び施設等退所者の状況

児童養護施設について

○児童養護施設

- ⇒・保護者がいない、虐待されているなど、家庭における養育が困難で保護が必要な子供を入所させて養育する施設
- ・満18歳に達した者は退所するのが原則(必要があれば満20歳まで在所期間延長)
 - ・都外含め63施設に3,048人在籍(平成30年3月1日現在)

児童養護施設等退所者(就労した者や大学等へ進学した者等)の状況について

施設退所後の進路	就職 47.4% 進学 43.1% その他 9.5% (参考 高校卒業者の進路(東京都) 進学 75.3% 就職 6.5% その他 18.2%)
施設退所直後の生活場所	公営・民営の賃貸住宅 32.5% 親(保護者)・親族の家に同居 26.6% 就職先・アルバイト先の寮 12.3% 通勤寮 9.2% 大学等の寮 3.0% その他 16.4%
施設退所時の収入源	就労収入 66.4% 奨学金収入 13.1% 親(保護者)による支援 10.9% 親(保護者)以外の支援者による支援 4.4% その他 5.2%
上記設問で「就労収入」と回答した人の雇用形態	正規雇用 26.3% パート・アルバイト 63.4% 派遣・契約社員 8.6% その他 1.7%

東京都における児童養護施設等退所者への主な支援

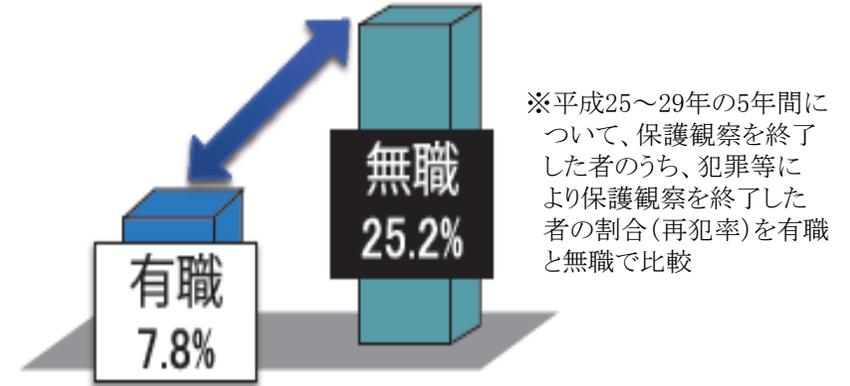
	事業名	概要	支援実績 (H29)
就労支援 (退所等の前後)	①職場体験事業 (就労体験インターン)	○主に、児童養護施設の中高生が対象 ○数日～数か月間の企業、工場等での就労体験 〈NPO法人ブリッジフォースマイルに委託〉	延べ 1,628人
	②ソーシャルスキルトレーニング	○自立サポートセミナー ・社会に出て自立する際に必要な知識・心構えを学ぶ ○キャリアセミナー ・就職に向けた準備、仕事のやりがいを疑似体験 〈NPO法人ブリッジフォースマイルに委託〉	延べ 616人
	③個別就労サポート 就職活動スキルトレーニング	○相談(就業全般、キャリアカウンセリング) ○仕事探し、適職診断等の実施 ○就職活動対策(履歴書の書き方、面接指導等)の実施 ○ハローワークや支援機関の紹介・同行、職場訪問 〈NPO法人ブリッジフォースマイルに委託〉	延べ 822人
身元保証	④自立援助促進事業	○児童養護施設退所者等の就職に伴う身元保証を行う ○保証額は150万円以内、身元保証期間は3年間 〈東京都社会福祉協議会で実施〉	22件
退所後の 相談等	⑤地域生活支援事業 (ふらっとホーム事業)	○施設退所後の仕事や生活等の相談ができる場や、同じ 悩みを抱える者同士が集える場の提供 〈NPO法人、社会福祉法人に委託〉	2か所
生活等の 支援	⑥自立生活スタート支援事業	○施設退所後の自立生活支援を目的に、施設等と連携 して相談援助を行うとともに、必要な資金を貸付け 〈東京都社会福祉協議会で実施〉	貸付決定件数 43件

刑務所出所者等の就労に係る現状(全国)

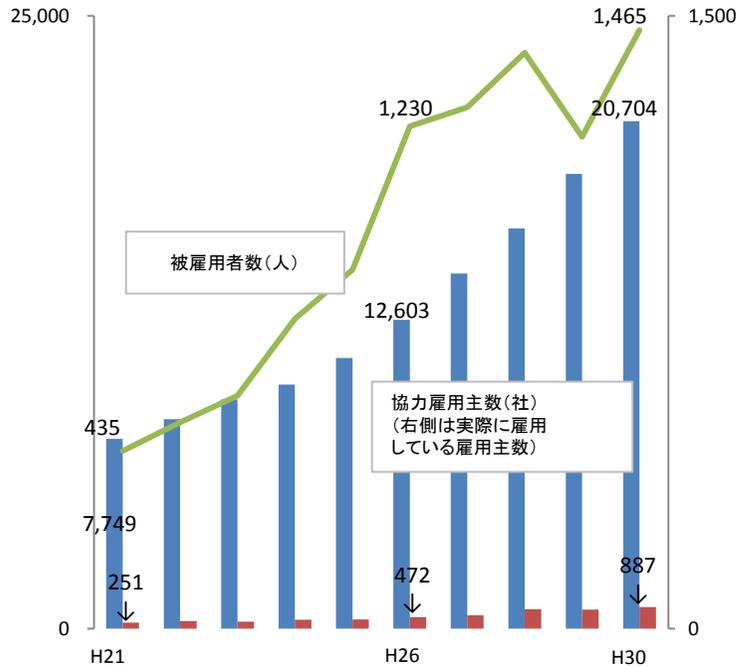
1 出所した受刑者(平成29年)

出所者総数	23,086名	
(内訳)		
○満期釈放者	9,159名	
○仮釈放者	12,760名	
○その他	1,167名	※その他は死亡、留置施設等への移送等

2 有職者と無職者の再犯率



3 協力雇用主の登録数と雇用数の推移



※ 各年の数字は4月1日現在

○協力雇用主

⇒犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主の方々

○協力雇用主に登録している事業主の業種

建設業 51.7% サービス業 13.5% 製造業 11.2% その他業種 23.6%

○協力雇用主に対する国・地方自治体の支援制度

- ・就労・職場定着奨励金(国)
→刑務所出所者等を雇用した場合、最長6か月間で最大48万円を支払い
- ・就労継続奨励金(国)
→刑務所出所者等を雇用してから6か月経過後、3か月ごとに2回、最大12万円を支払い
- ・公共調達における登録者及び雇用実績の評価(国・都・他自治体)
→(国)法務省発注の矯正施設の工事の一部競争入札において、刑務所出所者等の雇用実績のある協力雇用主に対して、総合評価方式における加点措置
(都)保護観察対象者等の雇用実績を案件によって総合評価方式の評価項目に加えることは可能
(他)登録した協力雇用主や刑務所出所者等の雇用実績のある協力雇用主について、入札参加資格審査や総合評価落札方式における優遇措置あり

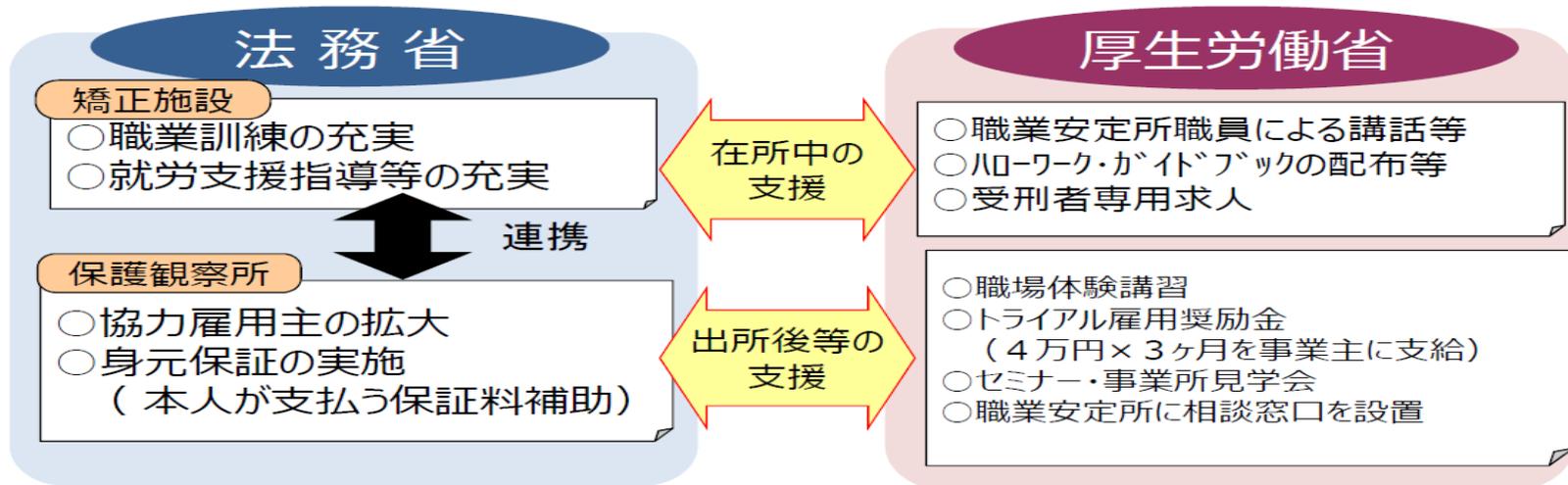
刑務所出所者等への主な支援施策(国の事業)

	事業名	事業概要
就労支援 (出所の前後)	①刑務所出所者等 総合的就労支援対策	<ul style="list-style-type: none"> ○法務省(刑務所、保護観察所)と厚生労働省(ハローワーク)が連携して実施 ○矯正施設在所者、保護観察対象者に対する職業相談、職業紹介等 ○求職活動のノウハウ等を習得するセミナー、事業所見学会、職場体験講習 ○トライアル雇用(協力雇用主に奨励金を支給) <p>【実績(平成29年度・全国)】 7,794人に支援 3,152件の就職</p>
	②矯正就労支援情報 センター室(コレワーク) の設置	<ul style="list-style-type: none"> ○平成28年11月開始 ○全国の受刑者・少年院在院者の資格、職歴、出所・出院後に帰る場所等の情報を一元管理 ○事業主の方の雇用ニーズにマッチする者を收容する刑事施設・少年院を紹介 <p>【実績(平成28年11月～平成30年8月・全国)】 相談件数1,462件、内定数282人</p>
	③更生保護就労支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ○保護観察所が就労支援についてノウハウを持つ民間団体に事業を委託 ○「就労支援事業所」に専門的知識や経験を有する「就労支援員」を配置 ○企業ネットワークを活かして協力雇用主を開拓 <p>【実績(平成29年度・全国)】 就職活動支援 1,922件</p>
住居支援	④緊急的住居確保・自立 支援対策 (自立準備ホーム)	<ul style="list-style-type: none"> ○保護観察所が民間法人・団体等に委託し、保護観察対象者等に対する宿泊場所(自立準備ホーム)や食事の提供、生活指導(自立準備支援)を実施 <p>【実績(平成29年度・全国)】 委託実人員 1,547人</p>
身元保証	⑤身元保証制度	<ul style="list-style-type: none"> ○就職時の身元保証人を確保できない保護観察対象者等について、民間事業者が1年間身元保証 ○雇用主に業務上の損害を与えた場合など一定の条件を満たすものについて、損害ごとの上限額(最大200万円)の範囲内で見舞金を支払い

【東京都における取組例】

- しごとセンター、職業能力開発センターによる能力開発(産業労働局)
- 非行少年の社会復帰に資する保護司向けガイドブックの作成(都民安全推進本部)

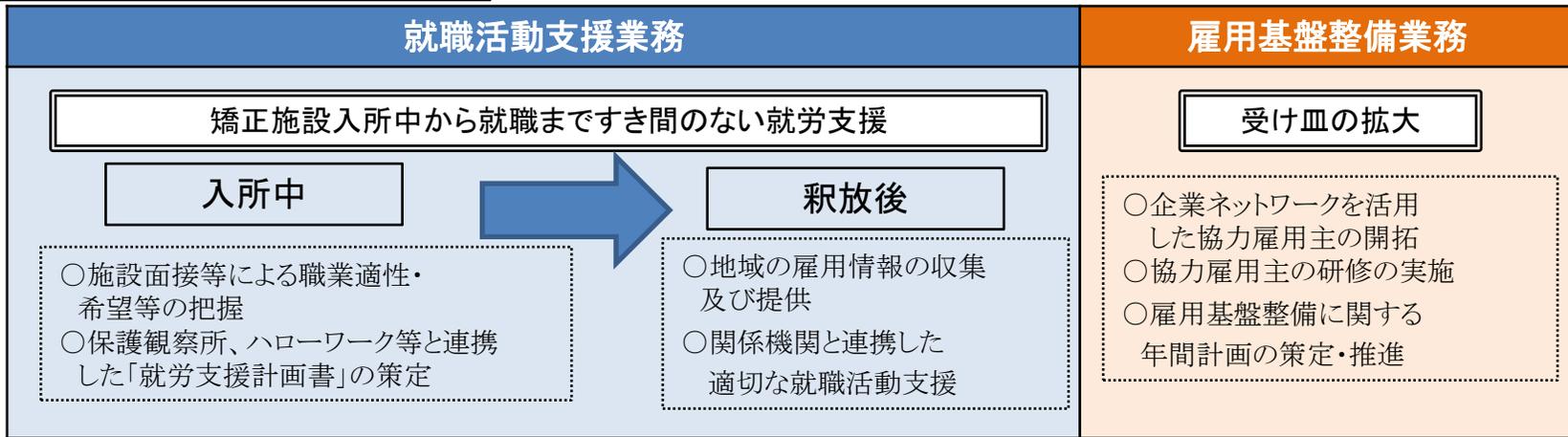
① 刑務所出所者等総合的就労支援施策



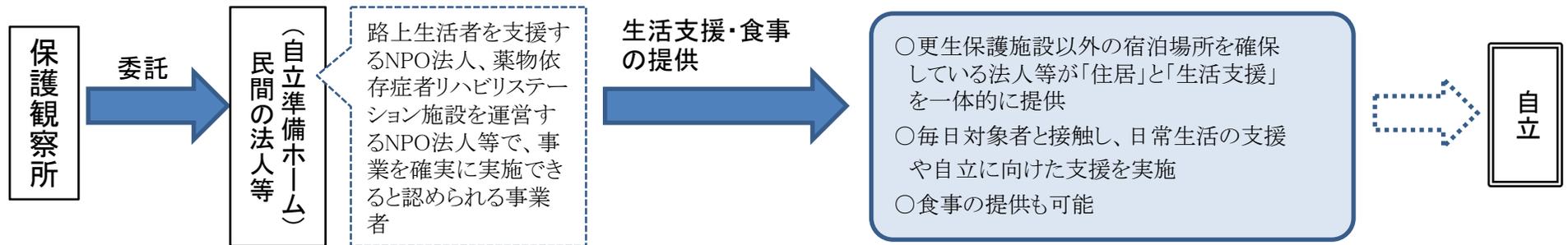
② 矯正就労支援情報センター室(コレワーク)の設置



③更生保護就労支援事業

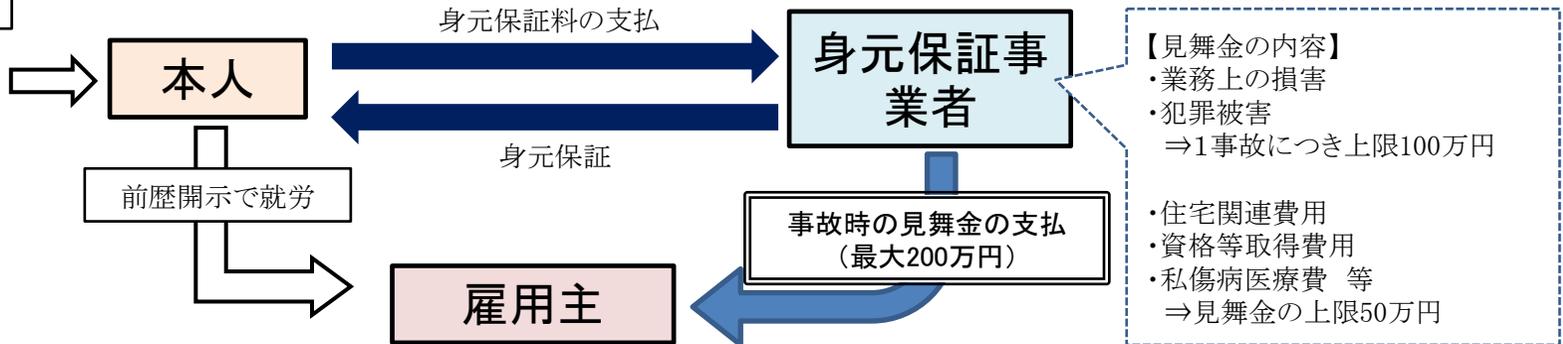


④緊急的住居確保・自立支援対策（自立準備ホーム）



⑤身元保証制度

民間団体が就労援助費を助成(国が2分の1の額を補助)



委員と事務局による団体等へのヒアリング状況

訪問日時	団体等	概要	参加委員
4月4日(木)	社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会	世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」において、自立相談支援のうち支援プラン策定に関わる部分、家計改善支援、子ども支援等を実施。	新保委員
5月14日(火)	大田区保護司会	犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯さず、社会の中で立ち直ることができるように手助けし、犯罪や非行を防止するための社会づくりのための活動を行う。	眞保委員

事務局による団体等への調査状況

訪問日時	訪問先	概要
2月12日(火)	株式会社S-TEKT	セキュリティ・各種電気工事業を展開する民間企業であり、児童養護施設退所者や刑務所出所者を雇用している。
5月21日(火)	社会福祉法人至誠学舎立川至誠学園	立川市にある児童養護施設至誠学園では、児童相談所を通じて措置される、さまざまな理由で保護者と暮らせない子どもたちを、児童福祉法に基づいて家庭にかわって養育している。

※社会福祉法人至誠学舎立川至誠学園への調査状況については、次回会議で報告予定

ヒアリング報告①

【社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会】

(生活困窮者を支援する「ぷらっとホーム世田谷」を運営)

実施日：平成31年4月4日(木) 参加委員：新保委員

【団体概要】

- ・世田谷区から受託し、世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」を運営。
- ・「ぷらっとホーム世田谷」では、別途区から委託を受けている民間企業とも連携し、生活上の様々な困難に直面している方一人ひとりの状況に応じた自立相談、家計相談等の事業を実施。

【現状・課題・行政に望むこと等】

- ・来所者には様々な方がいるが、40～50代の男性が多い。就職氷河期で職に恵まれず、一度も正社員として働いたことがない方もいる。最近が高齢化が進んでおり、70～80代の方も増えている。障害手帳を持っていない方でも、発達障害等、複合的な問題を抱えているように見受けられる方もいる。
- ・来所者の多くは、パートやアルバイト形態で働いており、離職・転職を繰り返している方が多い。
- ・就労支援を実施している民間事業者では、当事者の一人一人にあわせて、オーダーメイド的に求人開拓を行っている。
- ・支援期間は来所者ごとに様々であり、1か月もかからずに就職先が決まる方もいる一方で、何年も支援を受けている方もいる。
- ・社会的に孤立している方も少なくない。就職する際に、保証人がいない方や、緊急連絡先として名前を記載できるような身寄り・友人がいない方もいる。
- ・就労移行支援、就労継続支援A型・B型事業所など、障害者の就労支援に取り組んでいる事業所等には就労困難者に対する支援実績の積み重ねがある。障害者手帳を持っていない方についても、こうした事業所のノウハウを活かした支援が出来るようになると良いのではないかと。

ヒアリング報告②【大田区保護司会】

実施日： 令和元年5月14日(火) 参加委員： 眞保委員

【大田区保護司会の概要】

- ・保護司会は全国に約900団体あり、保護区ごとに組織されている。
- ・「大田区保護司会」はその区域にて、犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯さず、社会の中で立ち直ることができるように手助けし、犯罪や非行を防止するための社会づくりのための活動を行う団体である。
- ・「大田区保護司会」では保護司227名が活動している。(定員260名)

【現状・課題・行政に望むこと等】

- ・実際に雇用している企業は、協力雇用主が大半であり、業種は建設業が半数を占める。
- ・刑務所の中で採用説明会や面接を行うようになってきている。また、保護司が仮出所前から所内で相談を行うこともある。こうしたことから、出所時に就職が決まっている方も増えつつあるが、まだまだ少数である。
- ・出所前から就職支援をし、就職後も、保護観察中は、保護司が毎月の面談の中で、生活や仕事の相談などに応じることで、職場定着支援ができています。保護観察終了後や満期出所者の方を対象とした定着支援については、やや手薄であるため、支援のあり方を考えたい。
- ・長く働き定着するには、雇用主の理解が欠かせない。最近の若い人は目先のお金に流される傾向が強いと感じる。長く勤めてスキルを習得し給料を上げていくよりも、最初から時給の高い飲食店等に転職してしまう。
- ・刑務所出所者等を非常勤職員として雇用している自治体もある。このように、自治体が積極的に出所者雇用に取り組んでくれたら良いのではないかと。

※保護司について

- ・保護司法1条にて「社会奉仕の精神をもつて、犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、もつて地域社会の浄化をはかり、個人及び公共の福祉に寄与することを、その使命とする」と定められている。
- ・主な活動として、満期前の仮出所者に対し、保護観察期間に月2回程度の面談を行うなどして、その改善更生を支援。

調査報告① 【株式会社S-TEKT】

調査訪問日：平成31年2月12日(火)

法人名	株式会社 S-TEKT(エステクト)
所在地	東京本社(江東区)・大阪営業所
設立	1993(平成5)年6月
事業内容	セキュリティシステム構築、各種電気工事等

【就労困難者の雇用等】

- ・従業員数は東京20名、大阪10名。
- ・刑務所出所者を雇用し、改善更生に協力する「協力雇用主」として、3年前から刑務所出所者を雇用。現在は、2名の刑務所出所者が東京本社にて勤務。
- ・児童養護施設退所者の雇用にも取り組んでいる。現在は3名が勤務(東京本社1名、大阪営業所2名)。

【代表者からいただいた説明・意見等】

- ①刑務所出所者も、児童養護施設退所者も住む場所に困っているケースが多い。その場合には、シェアハウスタイプの住居を会社側で用意している。
- ②6年ほど前から児童養護施設退所者の雇用に取り組んでいるが、定着させることが難しい。入所していた施設において担当職員が比較的短期間で変わってしまうことがあるためか、周囲の人たちに愛着を持つことの難しい方が多いと感じる。また、働く親の姿を見ていないため、「お金を稼ぐ」ことに対して、馴染みのない方が多いとも感じる。退職後、そのまま生活保護を受給する人もいた。
- ③「協力雇用主」として登録をしていますが、雇用に至っていない企業も多いようだ。当社でも最初は社内の理解を得るのが難しく、社内の意見を考慮して特定の犯罪を犯した人は雇わないようにする等、工夫した上で雇用した。1人目を雇用してみると、社内での評判が良く、2人目の雇用に繋がった。
- ④実際に刑務所に行き、自社PRする機会を設けている。貴重な機会となっているので、他の企業にも実施を勧めたい。